

同日投票

投票日12月14日(日)

午前7時～午後8時

第47回衆議院議員総選挙・
最高裁判所裁判官国民審査

茨城県議会議員一般選挙

◆ 投票に関する共通事項

《美浦村で投票できる方は…》

選挙権は、日本国民で満20歳以上(欠格者[一定の犯罪者]を除く)の全ての方に与えられていますが、美浦村の投票所で投票できる方は、以下の要件を満たし、村の選挙人名簿に登録されている方に限ります。

◇年齢要件 満20歳以上(平成6年12月15日以前に生まれた方)

◇住所要件 選挙人名簿登録基準日に美浦村の住民基本台帳に引き続き3カ月以上登録されている方

*選挙人名簿登録基準日は衆議院議員総選挙が12月1日、茨城県議会議員一般選挙が12月4日です。

※美浦村で投票できる方には「投票所入場券」が投票日前日までに郵送されます。

《投票所入場券を紛失した場合は…》

投票所の係員にお申し出いただければ、本人確認のうえ、その場で再交付を受けて投票することができます。

《身体の故障等により自分で投票用紙に記載できない場合は…》

係員が代理で投票用紙に記載する「代理投票制度」があります。秘密厳守ですので、安心して投票所の投票管理者にお申し出ください。

《期日前投票および投票日当日の投票所は…》

先月の広報みほにおいてお知らせしたとおり、投票所に変更はありません。

◇期日前投票 美浦村役場1階期日前投票所

投票受付時間：午前8時30分から午後8時(土曜・日曜も同じ時間)

◇投票日当日 村内8カ所に開設している投票所のうち、投票所入場券で指定されている投票所

投票受付時間：午前7時から午後8時

◆ 投票に関する相違点

《茨城県議会議員一般選挙について》

- 投票する前に県外に転出した方は、投票できません。
- 9月5日以降に美浦村から県内の市町村に転出した方は、投票所入場券のほかに新住所地の市町村で発行される「引き続き転出先に住所を有する証明書」があれば、美浦村で投票することができます。ただし、茨城県内での転出の回数(市町村単位で)1回までの方に限ります。

《期日前投票・不在者投票の投票受付開始日について》

宣誓書に記入していただくことにより投票日の前に投票できる「期日前投票制度」もしくは長期滞在先の選挙管理委員会や病院・老人ホーム等でも一定の手続きを行うにより投票日の前に投票できる「不在者投票制度」は、投票種別により受付開始日が異なります。以下の日程によりご確認ください。

【期日前投票・不在者投票日程】

投票種別	12月	3日(水)	4日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)	8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)	13日(土)	14日(日)
衆議院議員総選挙		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	投票日当日
最高裁判所裁判官国民審査						○	○	○	○	○	○	○	
茨城県議会議員一般選挙					○	○	○	○	○	○	○	○	

選挙に関するお問合せは村選挙管理委員会(役場総務課内☎885-0340内線204)まで